

会 長 要 件 橋本八右衛門 会長



日本酒のネタです。先日思いのほか大きく両新聞に取り上げていただきましたが日本酒のG I（Geographical indication、地理的表示）。このG Iというのは、認定されたものだけが産地名を名乗れる、品質にたいする信頼性、ブランド力を高める、偽物の排除できる。今国税庁がパブリックコメントで意見募集しており、その内容が記事になったということでした。皆さんみられたでしょうか？

現在日本酒ですと中央会のホームページに掲載されておりますが、一番最初2005年12月に認定されたG I 白山（石川県白山市、加賀の菊酒の流れを受け継ぎ）にはじまり、東北の山形、灘五郷（市内）兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市）とつづき、直近の東北にかかわるものでは岩手、南会津、喜多方と、あわせて18地区が国政庁長官の指定を受けておりました。そして予定通りいけば6月にもG I 青森の誕生ということとなるようです。

G I あおもりの定義は

★まろやかで後味すっきり。果実香と旨味が調和し、青森産魚介類と好相性。

★青森は山々と海に囲まれ、豊富な伏流水と冷涼な気候に恵まれ、酒造りに適した環境を持つ。

★青森の酒造りは江戸時代初期に始まり、上方からの技術導入と豊かな米・水資源により発展。近代では官民連携で技術研修が行われ、独自の酒米（華吹雪など）と酵母（まほろばシリーズ）が開発され、青森の気候風土に最適化された酒造りが確立した。

★原料

・米と米こうじは青森県産3等級以上の米のみ使用。

・水は青森県内で採水したもののみ使用。
などちょっとわかりにくいものもあります。

いずれにしても、この間のユネスコの無形文化財登録もそうですがいかに認知、付加価値として高めていくか、知らしめていくかが課題です。ぜひそのような事もこの間聞いたなあなど思いながら飲んでもらえればと思います。

引き続き日本酒の応援よろしくおねがいします。

幹 事 報 告 小田山紀暢 幹事



○4月30日、5月7日はGWに合わせて休会となりますので、お間違えの無いようお願い致します。

○連休明けの5月10日(土)に行われる地区研修協議会（DTA）の当日スケジュールを案内します。対象者の方は、時間に遅れないようご注意ください。

石橋会長エレクトより



次年度の理事・役員・各委員会のお知らせ。

次年度は、当クラブの70周年を迎え行事も多数ございます。また、ガバナー補佐を擁する年度でもあり南グループの幹事クラブとしての役割を担う大事な年度となります。理事・役員、そして各委員の皆様、ご協力をよろしくお願い致します。

委 員 会 報 告

親睦・会場委員会

竹石 雄委員



○ニコニコボックスの報告

・誕生祝

中村稔彦・長沼弘次
峯 正一・鴨澤 諭
上村奉樹さん

・奥様誕生祝 深澤 隆・竹石 雄
小井田和哉・小林幹夫
増田 敏・加藤範尚さん

- ・結婚記念日 今 彰夫・山本 仁
長沼弘次・接待一雄
種市良意さん

橋本八右衛門さん 昨日の新会員歓迎 I D M
はお疲れ様でした。週末
の能代 R C とのコンペも
よろしくお願いします。

小田山紀暢さん 深澤さん卓話楽しみにして
います。

道尻誠助さん 昨夜は新会員の皆様の熱いパ
ワーにふれ、心が火傷しそ
うになりましたよ!!

石橋信雄さん 次年度組織よろしくお願
いします。

渡辺 孝さん 土地情報と住宅見学会のチ
ラシをお配りしました。お知
合いの方、従業員の方にご紹
介いただければ幸いです。

新会員応援 I D M の報告



島守会員：4月22日に新会員
応援 I D M を開催して頂きま
した。場所は三日町の「おは
な」で、当日は私たち新会員
を含め27名の参加でした。昼
の例会では、話す機会が無かった方たちとも、
ゆっくりお話しができてとても楽しい会だった
と思います。私と同じバイクの趣味をお持ち
の方もいらして、たいへん盛り上がりました。

八戸ロータリークラブの災害時の取り組み

紺野 広会員



大規模災害時における相談業務の支援協力に関する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と八戸ロータリークラブ（以下「乙」という。）
は、大規模災害時における被災者等を対象とした相談業務の支援協力に関し、次
のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八戸市内で大規模災害が発生した場合において、被災者
一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するため、甲が乙に対して要請
する被災者等を対象とした相談業務の支援協力について、必要な事項を定める
ことを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、相談業務の必要が生じた場合には、乙に
対して協力を要請することができる。
2 乙は、甲の要請を受け、協力が可能な場合は、速やかに乙に属する会員から
相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）を選出し、甲に対
し回答するとともに、甲が指定する相談窓口へ派遣するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力を要請する場合は、乙に対して、相談業務を実施する日時、
場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出
するものとする。

（業務内容）

第4条 業務内容は、乙に属する医師、薬剤師、弁護士、公認会計士、税理士、
社会保険労務士、建築士等の専門的知識を有する会員が取り扱うことができる
相談業務とする。
2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況及び支援記録を、甲に報告す
るものとする。

（費用負担）

第5条 相談業務従事者の人件費及びその他費用については、原則として乙が負
担するものとする。ただし、その他費用の負担については、甲乙の協議により
決定することができる。

（相談料）

第6条 この協定により乙が実施する相談業務における相談料は、無料とする。

相談業務の支援

被災者一人ひとりの
自立・生活再建のプロセスを支援

**甲（市）が乙（RC）に対して要請する
被災者等を対象**

**協力が可能な場合は、
速やかに乙に属する会員から
相談業務に従事する者
（以下「相談業務従事者」という。）
を選出し、甲に対し回答するとともに、
甲が指定する相談窓口へ派遣**

医師、薬剤師、弁護士、
公認会計士、税理士、
社会保険労務士、建築士等

**人件費及びその他費用については、
原則として乙が負担
相談料は、無料**

(補償) 第7条 この協定に基づく相談業務を実施した乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償の費用は、乙が負担するものとし、甲は負担を負わないものとする。	
(情報提供) 第8条 甲及び乙は、相談業務のために必要な情報を相互に提供する。	
(連絡体制等) 第9条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、甲及び乙は、連絡担当者を選定し、相互に通知するものとする。また、連絡担当者に変更があったときは、速やかに相手方に通知するものとする。	
(秘密の保持) 第10条 甲及び乙は、この協定に基づき実施した業務において知り得た個人情報や秘密事項等を、他に漏らしてはならない。	乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償の費用は、乙が負担
(協議) 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。	甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新される
(協定の有効期間) 第12条 この協定は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。	令和 6 年 1 月 3 1 日
熊谷市長、 危機管理部長、課長、 災害対策課長 計 4 名	令和 6 年 1 月 3 1 日 甲 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 市 長 乙 八戸市番町14番地（八戸グランドホテル内） 八戸ロータリークラブ 会 長

2023年11月9日 国際ロータリー第2830地区 クラブ会長・幹事 各位	国際ロータリー第2830地区 ガバナー 築館 智大
大規模災害時対応について 拝啓 深冷の候、貴クラブにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、近年青森県において大規模災害（北海道東方沖を震源とする大規模地震）が発生することが、予想されております。災害時には、<u>被害の少ない、余裕のある会員は復興支援に立ち上がる必要がある</u>と考えております。また、大規模災害では、各方面より金銭的な支援があると想定されますが、<u>私達はお金だけではなく、何か復興に向けた行動を起こす必要がある</u>と考えております。このことについて、青森県と八戸市の危機管理局と何度かお話しをさせていただきました。その中で、ロータリークラブとして行うことは、災害時に青森県、八戸市の要請により、支援窓口を設置し、その窓口で、弁護士、司法書士、保険関係者、医師、獣医師、建築設計士等専門家の皆様をお願いして、まず、行政の窓口に行く前段階でのアドバイスを行うことが考えられます。被災者の個別の案件は、どの行政窓口にもどのような書類・写真・印鑑等をもって何をしてもらいたいかをどのように説明するか等のアドバイスが出来れば良いと思っています。それにより、行政窓口の混乱や、被災者が何度も行政窓口に出向く必要もなくスムーズに手続きができる事を目指します。平時には、地区の危機管理委員会主催で、防災関連の各種セミナーの開催や青森県・八戸市の危機管理局との話し合い、会員の皆様での災害時窓口業務シミュレーション、青森県等が主催する災害訓練に参加等を行って、大規模災害に備えたいと考えております。現在、県とは八戸北RCの大崎光明会員、青森RCの石川佳子会員を中心に、八戸市とは八戸中央RC伊藤会員、八戸RC高谷会員が打ち合わせして頂いております。地区と青森県、南グループと八戸市となりますので、今後は各クラブの会員の皆様の同意を得て進めたいと考えております。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。地区事務所あるいは私までメールにて、ご意見をお寄せください。急ではございますが、今月末まで頂きますようお願いいたします。 連絡先(メールアドレス) 地区事務所： rid2830@outlook.jp 築館智大ガバナー： t.tsukidate@icloud.com	敬具 以上

・ロータリークラブと災害時応援協定を締結した事例は
令和6年1月1日時点では県内では0件で、本協定が県内初の事例となる。

・全国でロータリークラブと自治体が災害時応援協定を締結している事例は6件あるが、本協定に類似した内容の協定はなく、
先行事例である協定の内容は、
ボランティアセンターを運営するにあたっての資機材や人員の確保
(北海道旭川市※社会福祉協議会と三者合議)、
防災関係行事への参画等平時からの協力
(岐阜県岐阜市)等がある。

・当市で過去に締結した類似の協定としては、
行政書士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会の
4士業協会(いずれも青森県三八支部)と締結した
「災害時における被災者支援のための業務に関する協定」
(平成28年5月30日締結)がある

隙間、ニッチな処を埋めて行く

相談支援活動に参加する意欲

積極的に参加したい	11.8%
可能であれば参加したい	52.9%

参加の妨げとなる要因

時間的制約	14.7%
体力や健康の不安	11.8%
インフラ設備復旧等勤務優先	

責任者の選出方法

既存委員会が兼任	58.8%
新委員会を設ける	17.6%

社会奉仕委員長が 職業奉仕委員長を	実務責任者 副責任者
----------------------	---------------

相談支援担当者 年度ごとに指名	52.9%
--------------------	-------

行政との連携体制

平常時から連絡を取る	41.2%
総合防災訓練時に連絡	26.5%

クラブ内連絡システムの再確認

(今後、発災後に円滑な連絡・調整を実施できるよう、
平時から個人情報の取扱いや情報共有等の連携方法などについて、
引き続き協議してまいりたい。)

長期維持のための対策

防災訓練に参加	55.9%
他地域の事例を学ぶ	52.9%

急性期の支援である必要はない

遠隔地への支援でも、相談業務以外の支援でも構わない

ゴルフバックを送って、支援を2日したら、ゴルフして、
温泉入って帰って来るで

受給バランスの崩れて居る所の一助に成れば良いと思います

継続支援にもっとマンパワーがと云う時は、
南グループに呼びかけ
2830地区に声を掛けて

被害の少ない、余裕のある会員は復興支援に立ち上がる必要がある
私達はお金だけではなく、何か復興に向けた行動を起こす必要がある

(築館智大)



『DPATと

被災地のメンタルヘルス』

深澤 隆

災害時には、被災地における精神保健医療の提供が極めて重要となります。精神的ストレスや環境変化により、被災者は心身のバランスを崩しやすく、適切な「こころのケア」が求められます。こうした状況下で中心的な役割を担っているのが、DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team：災害派遣精神医療チーム）です。DPATは、被災地における精神科医療の提供、精神保健活動の支援、関係機関との連携、さらには支援者のメンタルサポートまで幅広い役割を担います。令和6年の能登半島地震においては、延べ944隊のDPATが全国から派遣され、被災地で多くの支援活動を行いました。メディアでも大きく取り上げられ、心のケアの重要性が再認識されました。

日本における災害医療の体制整備は、2008年の第5次医療計画で災害医療が重点施策として位置づけられたことに始まります。以後、

災害発生時の対応力強化が進められ、2024年度の第8次医療計画においても、平時からの備えと医療機関の業務継続計画（BCP）の策定が重視されています。こうしたなか、精神科医療機関にも災害時を見据えた備えと役割の再確認が求められるようになっていきます。

DPATは2013年、東日本大震災での教訓や「こころのケアチーム」の活動実績を踏まえて活動要領が策定され、全国で本格的な養成と派遣が始まりました。以降の大規模災害でも活動を続け、2024年1月の能登半島地震までに20道県で支援実績があります。2019年からは、被災地における精神科医療の中心的役割を担う災害拠点精神科病院の整備も始まりました。DPATの運営は、2015年より日本精神科病院協会が厚生労働省の委託を受けて行っています。事務局では、平時における研修や訓練の実施、災害時の派遣体制整備、技術支援などに取り組んでいます。2024年の活動要領の改訂では、DPATが「災害・感染症医療業務従事者」として登録されることになり、その役割はさらに広がりました。一方で、DPATの整備状況には地域差があり、

全国一律の支援体制構築には課題が残っています。中央防災会議が警鐘を鳴らす南海トラフ地震や首都直下地震のような大規模災害では、現状の体制では対応が難しいと指摘されています。災害精神医療の質を高めるためには、国と都道府県が連携し、各地の実情に応じた整備を計画的に進める必要があります。

被災地支援でとりわけ重要なのは、「切れ目のない支援体制」の構築です。発災直後の超急性期から、中長期にわたる心のケアを持続的に行うためには、平時から関係機関が連携し、役割分担や連絡体制を明確にしておく必要があります。災害時に行えることは、平時の体制整備や訓練の延長上にしかありません。すなわち、日頃から精神保健医療福祉の

体制を整えておくことが、災害時の実効性のある支援につながるのです。

D P A Tの活動は、被災者だけでなく、支援に関わるスタッフの心の健康維持にも貢献しています。医療従事者や福祉関係者が長期にわたり活動を継続するには、自身のメンタルケアも重要です。その意味でも、D P A Tは現場を支える支援者の支援という役割も担っています。今後も、D P A Tには柔軟かつ持続的な支援体制の整備が求められます。災害に備える地域社会の一員として、薬剤師を含む医療職種がD P A Tの意義を理解し、連携・協働できる体制を構築していくことが大切です。D P A Tの存在は、災害時の精神的支援の要であり、今後もその重要性は増していくと考えられます。

出席報告										出席委員会		
第3350回例会（4月16日）					第3348回例会（4月2日）							
出席率			100%		出席率			100%		修正出席率		%
総会員数		名	出席数		名	総会員数		名	メイクアップした人数		名	
出席義務会員名	出席免除会員名	欠席数	名	出席義務会員名	出席免除会員名	欠席数	名					

出席報告										出席委員会							
第3351回例会（4月23日）					第3349回例会（4月9日）												
出席率			50.8%		出席率			66.2%		修正出席率		67.7%					
総会員数			67名		出席数		33名		総会員数			67名		メイクアップした人数		1名	
出席義務会員		出席免除会員		欠席数		出席義務会員		出席免除会員		欠席数		出席義務会員		出席免除会員		欠席数	
65名		2名		32名		65名		2名		32名		65名		2名		21名	